

2024年6月吉日

協力業者各位

多田建設株式会社  
代表取締役社長 佐藤俊也

### 手形期間短縮についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格段のご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、交付手形（電子記録債権を含む）における手形期間の短縮にかかる下請法の改正に伴い建設業法における取扱いが注視されておりましたが、国土交通省不動産・建設経済局長名 2024年4月30日付通知により下請法の改正に準ずる指導が明示されました。

今般明示された建設業法の指導基準では、特定建設業者は本年11月1日以降交付する手形について手形支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合に、その手形期間を60日以内とすることとなります。

弊社では手形支払いをしております協力業者の皆様に対しまして資本金額・許可区分および既存契約内容に拘わらず、本年11月1日より交付する手形の手形期間を60日に短縮致します。

今般改正は建設業界全体で資金の一層円滑な流れを作ることにより、業界全体の魅力を高めることに資するものと思料しております。

今後とも倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます。

敬具

国不建推第10号  
令和6年4月30日

建設業団体代表者 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

### 手形期間の短縮について

特定建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の6第3項の規定により、自らが注文者となった建設工事の請負契約に係る下請代金の支払いについて、当該支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合には、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされています。

この「割引困難な手形」の運用については、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）における運用、すなわち手形期間が繊維業にあっては90日、その他の業種にあっては120日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象としていることも踏まえ、建設業法においても手形期間が120日を超える手形を「割引困難な手形」として、同法第24条の6第3項の禁止規定に違反するおそれがあるものとしているところです。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁において、長期手形が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、別紙1のとおり、運用の見直しを行い、手形期間が60日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、本年11月1日以降に交付される手形から指導の対象にするとされたところです。

これを受け、建設業法上の「割引困難な手形」についても、本年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超える手形は、同法第24条の6第3項が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとするにしました。

また、この度の運用変更を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を追って改正する予定です。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員に対し、下記について周知していただくよう、ご協力をお願い致します。

なお、手形期間の短縮は、支払原資が適切に確保されるようサプライチェーン全体で取り組みを進める必要があることから、民間発注者団体あてに、別紙2のとおり、通知していることを申し添えます。

## 記

1. 本年11月1日以降、特定建設業者は、自らが注文者となった建設工事の請負契約に係る下請代金の支払いにおいて、当該支払いを受ける下請負人が資本金4千万円未満の一般建設業の許可業者である場合に60日を超える手形期間の手形を交付したときは、「割引困難な手形」を交付したものとして建設業法第24条の6第3項の規定に違反するおそれがあること
2. 建設業法第24条の6第3項の適用のない取引も含め、手形期間を60日以内に短縮する、下請代金の支払いをできる限り現金とするなど、サプライチェーン全体で支払い手段の適正化に努めること